

公立千第203号
千公互第23号
令和8年7月27日

各 所 属 長 様

公立学校共済組合千葉支部長
(公印省略)
一般財団法人
千葉県公立学校教職員互助会理事長
(公印省略)

令和8年度予防接種補助請求期限及び令和9年度予防接種補助事業について(通知)

このことについて、予防接種補助事業については、現在、公立学校共済組合千葉支部と千葉県公立学校教職員互助会の共同で事業を実施していますが、令和9年度から共済組合での補助が廃止となり、互助会のカフェテリアプランによる補助のみに変更となります。

これに伴い、令和8年度の共済組合分の予防接種補助について、年度内の支払いを行うため、期限内の接種及び請求書提出が必要となります。

詳細は下記のとおりとなりますので、貴所属共済組合員及び互助会員に周知されるとともに事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

1 令和9年度予防接種補助事業変更点

	現行事業	令和9年度
対象者	共済組合員及び互助会員	互助会員
補助内容	インフルエンザ(年度内1回限り)	予防接種全般
実施期間	通年 ※令和8年度は下記2のとおり接種・請求期限あり	7月～1月中旬を予定
補助額	互助会加入者 2,000円 互助会未加入者 1,000円	カフェテリアプランの範囲内での補助(最大12,000円)
請求手続き	「予防接種補助金請求書」に医療機関が発行した領収書等を添付して、互助会へ提出	「電子申請システム」を利用し、会員自身がマイページからインターネットで給付申請を行う

2 令和8年度予防接種補助請求期限

(1) 接種期限

令和9年1月31日(日)

(2) 請求書提出期限

令和9年2月5日(金) 必着

※共済組合分の補助を含むものは必ず上記期限までに接種・請求してください。
(裏面あり)

3 留意事項

- (1) カフェテリアプランについては、互助会ホームページで確認してください。
- (2) 接種・提出期限を過ぎた場合、共済組合からの補助（1,000 円）は受けられません。
※互助会からの補助は、期限を過ぎた場合でも受けられます。
- (3) 令和5年度以降の未請求分についても同様の取扱いとなります。（時効は接種日から3年です）

【問合せ先】

公立学校共済組合千葉支部 厚生班
TEL：043-223-4121

一般財団法人 千葉県公立学校教職員互助会
TEL：043-223-4119